

様式第1号(第5条関係)

勧告書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

事業用大規模建築物の名称	
事業用大規模建築物の所在地	
所有者の氏名 (所有者に代わる者を含む。)	
措置事項	
理由及び違反条項	
措置期限	年 月 日

注意

- この勧告書の内容について異議がある場合は、この勧告書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して別紙弁明書を提出することができます。
- 措置期限を過ぎても改善等がなされないとき、又は弁明書の提出がなされた場合において理由があると認められないときは、その旨を公表することがあります。